

○駒澤大学施設管理規程

平成22年4月1日

制定

改正 平成29年4月1日

平成30年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学（以下「本学」という。）の校地、施設（校舎・研究館・体育館・グラウンド・サークル部室等）、設備・備品（以下「校地・施設等」という。）の維持及び管理を適切に行い、もって教育研究活動の健全な発展に資することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の駒沢キャンパス（大学会館246、コミュニティ・ケアセンター、法科大学院棟を含む。）、深沢キャンパス、玉川キャンパス、祖師谷グラウンド（祖師谷寮を含む。）、国際交流館（国際交流館アネックスを含む）及び仏教研修館竹友寮の校地・施設等について適用する。ただし、本学のこれ以外の施設については、別に定める。

2 校地・施設等の使用規程・細則及び注意事項については必要に応じて別に定める。

(管理責任者)

第3条 学長は、校地・施設等の維持及び管理を統轄する。

2 総務部長は、学長の命を受け、校地・施設等の管理責任者となる。

3 管理責任者は、次の各号に掲げる事務を所管する。

- (1) 施設使用の方針策定及び総合的調整に関すること。
- (2) 校地・施設内の安全に関すること。
- (3) その他校地・施設の管理に関し、統一的に取り扱う必要のあること。

(校地・施設管理者)

第4条 管理責任者の下に、校地・施設管理者（以下「施設管理者」という。）を置く。

なお、駒沢キャンパスの施設管理者は、総務部長が兼ねるものとする。

2 施設管理者は、下記のとおりとする。

校地・施設	施設管理者
深沢キャンパス	深沢校舎事務室の長
玉川キャンパス	玉川校舎事務室の長
祖師谷グラウンド	硬式野球部長

(祖師谷寮を含む)	
国際交流館（国際交流館アネックスを含む）	国際センター所長
仏教研修館竹友寮	仏教研修館竹友寮寮監

3 施設管理者は、その担当施設において、次の各号に掲げる事務を所管する。

- (1) 使用許可申請書の受付及び使用許可に関すること。
- (2) 施設の防災・防犯に関すること。
- (3) 校地・施設使用に伴う事故防止に関すること。
- (4) 電気、ガス、給排水等の適正な使用に関すること。
- (5) 第2条に定められた施設の適正な使用の確保に関すること。
- (6) その他施設の良好な維持保全に関すること。

（事務所管）

第5条 施設管理に関する事務所管は、総務部とする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、駒澤大学深沢キャンパス洋館及び日本館管理規程（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、駒澤大学国際交流館管理規程（平成14年4月1日制定）は、廃止する。